## 警察職員の職務執行に伴う私有物品損害補償要綱(例規通達)

(昭和51年7月12日警務第534号)

改正 昭和 6 1 年 4 月警務第 4 7 0 号、 6 3 年 5 月第 5 6 3 号、平成 1 5 年 3 月第 1 5 5 号、 1 7 年 4 月第 4 1 9 号、 2 4 年 3 月第 2 4 3 号

警察職員が主として実力行使を伴う職務を執行するに当たり、その職務執行 行為に関して物的損害を受けた場合にこれを報償し、もつて勤務意欲の高揚を 図るため、別添のとおり「警察職員の職務執行に伴う物的損害報償要綱」を制 定し、昭和51年8月1日から実施することとした。

この要綱の制定の趣旨及び運用上の留意事項は、次のとおりであるから、所属職員に対してこの制度の趣旨の徹底を図るとともに、この運用について遺憾のないようにされたい。

記

## 1 制定の趣旨

職員が職務の執行の際に負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務災害補償の適用を受けられるが、その際生じた物的損害については、それが支給品、貸与品等である場合は別として、私有の物品であるときは、その補償を受けることができない。

この要綱は、特に警察職員が職務の特殊性からして物的損害を受けることが多い事実に鑑み、職務執行に際して物的損害を受けた警察職員に対して見 舞金を支給し、もつて勤務意欲の高揚を図り、積極的な職務の執行を確保す るために制定するものである。

## 2 運用上の留意事項

- (1) 見舞金の支給の対象
  - ア 見舞金の支給は、警察職員が職務の執行に際して、故意又は重大な過 失なくして受けた物的損害について行うものである。
  - イ 見舞金の支給の対象となる物品は、当該職員が職務執行の際に所持していた全ての私有物品である。
- (2) 金額の決定

見舞金の金額は、被害の態様、過失の程度等を考慮して、損害の全部又は一部について予算の範囲内で決定するが、その損害について他から補償を受けたときは、その額については見舞金を支給しない。

また、損害を受けた物品が修繕可能であるときは、その修繕に要する費用が見舞金の額となる。

## 別添

警察職員の職務執行に関する物的損害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、警察職員(以下「職員」という。)が職務執行に際して受

警察職員の職務執行に伴う私有物品損害補償要綱(例規通達)@H240401.itd

けた私有物品の損害に係る見舞金の支給について必要な事項を定めるものと する。

(適用範囲)

第2 この要綱による見舞金の支給は、職員が適法な職務の執行に際し、私有物品を滅失し、毀損し、又は亡失した場合に行うものとする。

(見舞金の額)

第3 見舞金の額は、当該職務行為の内容、損害の程度、損害を被った物品の 価値等を勘案し、予算の範囲内で算定するものとする。

(上申手続)

- 第4 所属長は、見舞金を支給する必要があると認められる事案が発生したと きは、物的損害見舞金支給上申書(別記様式第1号)により、警務部警務課 長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に上申するものとする。
- 第5及び第6 削除

(通知)

第7 本部長は、第4に規定する上申を受けた場合において、見舞金を支給する必要があると認めるときは、物的損害見舞金支給決定通知書(別記様式第2号)により上申をした所属長に通知するものとする。

(支払方法)

第8 見舞金は、口座振替の方法により支払うものとする。